

実績評価書

(厚生労働省5(Ⅶ-3-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標Ⅶ-3-1) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を行うこと 施策大目標3:戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰籍又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 3. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 5. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)
施策を取り巻く現状	1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 ・ 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者:約1.8千人、平均年齢92.4歳(令和5年度末現在))。 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 ・ 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和6年3月末現在の請求受付件数は約76.8万件、裁定県処理済み件数は約76.7万件。 2. 次世代への継承 ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 ・ 戦後78年が経過し、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 ・ 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 ・ 未収容遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。 4. 中国残留邦人等への支援 ・ 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ・ ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 ・ 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。

施策実現のための課題	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。					
	2	戦後75年以上が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。					
	3	戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。 また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。					
	4	中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。					
	5	援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料取得を迅速かつ適切に行うことが課題である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。		受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。			
	目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。		戦後75年以上が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。			
	目標3 (課題3)	戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。		遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。			
	目標4 (課題4)	言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。		高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。			
	目標5 (課題5)	遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。		一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。 ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の抑留中死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。			
	施策の予算額・執行額等	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況 (千円)		当初予算(a)	12,975,031	11,782,010	11,219,587	10,416,809	9,815,394
		補正予算(b)	0	426,879	-289,673	117,662	
		繰越し等(c)	-434,057	-175,379	176,975	66,370	
		合計(a+b+c)	12,540,974	12,033,510	11,106,889	10,600,841	
執行額(千円、d)		11,458,865	10,509,965	9,942,129	9,735,756		
執行率(%、d/(a+b+c))		91.4%	87.3%	89.5%	91.8%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和4年2月25日		援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。		

達成目標1について		援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。										
測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合（アウトカム）	指標の選定理由	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。（援護年金受給者：約1.8千人、平均年齢92.4歳（令和5年度末現在）） （出典）：業務上取得した計数による。									
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	・ 目標値については、過去5年間（平成30年度から令和4年度）の平均した処理状況が87%であることから、この水準以上を設定する。 （参考1）平成29年度実績93.7%、平成30年度実績96.5% （参考2）令和5年度実績値87.1%は分母：受付件数（31件）、分子：受付件数のうち6か月以内処理件数（27件）から算出したもの。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		平成30年度から令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の実績値平均を上回る値	○	△		
		87%	93%以上	93%以上	93%以上	91%以上	88%以上	88%				
			93.3%	87.5%	77.0%	81.5%	87.1%					
	【参考】指標2 第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計（単位：千件）	実績値										
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
			—	574	682	762	768					
	【参考】指標3 第11回特別弔慰金について、裁定県処理済み件数の累計（単位：千件）	実績値										
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
		—	324	658	744	767						

達成目標2について		戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。									
測定指標	指標4 昭和館の累計入館者数 (アウトカム)	指標の選定理由	・ より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・ 感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を毎年度の目標値とする。中期的には、戦後71年から80年の10年間(平成28年度～令和7年度)においても戦後61年から70年の10年間の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約313万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約785万人(平成27年度までの累計入館者数約472万人+約313万人)を目標値とする。 【参考】令和5年度末までの累計入館者数(実績):676万人)								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	○	
		4,717,392人	前年度 (417,355人)以上	前年度 (346,060人)以上	前年度 (71,114人)以上	前年度 (82,463人)以上	前年度 (143,415人)以上	7,852,378人以上			
			346,060人	71,114人	82,463人	143,415人	169,170人				
	指標5 しょうけい館の累計入館者数 (アウトカム)	指標の選定理由	・ より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・ 感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を毎年度の目標値とする。中期的には、戦後71年から80年の10年間(平成28年度～令和7年度)においても、同館が開館した年でもある戦後61年から70年の10年間の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約122万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約244万人(平成27年度までの累計入館者数約122万人+約122万人)を目標値とする。 【参考】令和5年度末までの累計入館者数(実績):178万人)								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	×		
		1,220,132人	前年度 (134,851人)以上	前年度 (124,300人)以上	前年度 (16,982人)以上	前年度 (15,745人)以上	前年度 (18,158人)以上	2,440,264人以上			
			124,300人	16,982人	15,745人	18,158人	8,683人				

達成目標3について		戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。									
	指標6 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 ・ したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典):業務上取得した計数による。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成28年度実績:91%、平成29年度実績:87%、平成30年度実績:88% (参考2)令和5年度実績値81%は分母:慰霊巡拝参加者アンケート回答人数(207人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(168人)から算出したもの。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	3年間の 平均値以上	△	
		—	平成28年度から平成30年度までの平均値(89%)以上	平成29年度から令和元年度までの平均値(88%)以上	平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(87%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(87%)以上				
			88%	84%	89%	88%	81%				

測定指標	指標7 戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数 (アウトプット)	指標の選定理由	・ 今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの派遣を実施し着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・ 遺骨収集事業では、同一地域において複数回遺骨収容を実施する場合があることを考慮し、事業の進捗状況をより適切に測るため、令和5年度より、新たな測定指標を設定することとした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均派遣回数以上を目標とする。 ・ なお、令和5年度の年度ごとの目標値については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年度から令和4年度の直近3年間の派遣回数とすると低く設定されてしまうことから、平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数を設定することとした。 (参考)平成29年度実績:94回 平成30年度実績:85回 令和元年度実績:76回							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	△
		—	—	—	—	—	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	3年間の平均派遣回数以上		
	76回	24回	31回	64回	73回					

達成目標4について		言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。									
測定指標	指標8 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件) (アウトプット)	指標の選定理由	・ 中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・ 高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:22,158件								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(△)	
		—	前年度の97%(21,520件)以上	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の95%(19,344件)以上	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上			
		21,096	18,294	20,857	20,362	R6年11月頃公表予定					
	指標9 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件) (アウトプット)	指標の選定理由	・ 中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・ このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:1,573件								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(△)	
		—	前年度の97%(1,526件)以上	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の95%(1,132件)以上	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上			
		1,292	1,079	1,148	1191	R6年11月頃公表予定					

達成目標5について		遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。										
測定指標	指標10 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内に処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:令和5年度の受付件数(2,852件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,852件)から算出したもの。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○		
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%				
			100%	100%	100%	100%	100%					
	指標11 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:98% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:令和5年度に総務省に進達した件数(9件)、分子:令和5年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(9件)から算出したもの。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○		
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%				
			100%	100%	100%	100%	100%					
	指標12 ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析が終了した者について、日本側資料との照合調査が終了した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料取得を迅速かつ適切に行うという課題に対して、前年度中にロシア連邦政府等から取得した資料の翻訳・解析が終了した者について、日本側資料との照合調査が終了した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 戦後75年以上が経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:前年度中に翻訳・解析が終了した者の件数(20件)、分子:日本側資料との照合調査が終了した者の件数(20件)から算出したもの。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○		
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%				
			100%	100%	100%	100%	100%					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

第16回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ（令和6年7月22日開催）で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。	
【達成目標1の指標1について】	
①事務処理期間の目標としている6か月について、短縮することはできないか。また、実績値はかなり高い数値だが、この目標値（88%）をこのまま継続するのか。	
⇒当該事務処理期間の目標は、申請者からの申請資料提出後、申請者に追加の資料提出を求めたり、専門医に医学的要件の判断を求めたりする場合などにおける申請者・医師の対応に必要な期間も考慮して設定している。現状そうした対応に要している期間を踏まえると、引き続き事務処理期間の目標としては「6か月」を維持することが適当であると考えられるが、いずれにしても、申請者へのより丁寧な案内や一定期間書類提出がない方への連絡などの対応の徹底により、裁定の迅速化に努力してまいりたい。 また、具体的な目標値については、政策評価に関する計画期間第5期当初より各年度について、「当該年度の過去5年間の実績値平均を上回る値」を設定しているものであり、当該年度の直近5年間の実績値によって変動し得る。令和6年度事前分析表においては、この目標値の設定根拠についてより分かりやすく表記することとしたい。	

学識経験を有する者の知 見の活用	【達成目標2について】 ②次世代への継承を目的にしていることを踏まえると、地方に住んでいる若者等向けに来訪者数だけではなくホームページの閲覧数を測定指標に据える方法もあるのではないか。 ⇒ご指摘のとおり、次世代への継承のためには、インターネットの活用等の工夫が重要であるため、昭和館及びしょうけい館のホームページ閲覧数を参考指標とすることにしたい。 ③今の学生は、本当に戦争があったことすら多分余りイメージできないような世代にもなっているため、昭和館等においても、ハンセン病の資料館で実施しているようなオンライン見学の取組もぜひ検討いただきたい。 ⇒昭和館については、すでにご示唆の取組として、常設展示室の紹介動画の公開等を進めているところである（https://www.youtube.com/playlist?list=PLn56hxxUhu1j9BX7sSVNKxPXBJC2F2kEW）。他方、しょうけい館については、戦傷病者個人に関する展示が多く、個人情報の使用許可を取った開館当時と現在では、インターネット環境が大きく異なることも踏まえ、個人情報への配慮の観点からご指摘の取組については慎重な検討が必要であると考えている。他方、ご示唆の内容は大変重要と考えているので、学校等における平和学習授業等などに利用できるオンライン学習用のコンテンツの整備等を行うといった、可能な範囲でのオンライン化に取り組んでまいりたい。
	【達成目標4について】 ④中国残留邦人等の問題について、若い世代の人たちは現実感を持っていないと思われるが、色々な形で色々なデータもWeb上で見られるようになっていいのか。なっているとしたら、積極的に紹介してもらいたい。 ⇒厚生労働省ホームページにおいて、中国残留邦人等のデータを公開しているところであり、引き続き、当該ホームページについては周知を行ってまいりたい。また、中国帰国者支援・交流センターで実施するシンポジウムや語り部事業等を通じて中国残留邦人等の問題について一層の理解促進に努めてまいりたい。 厚生労働省ホームページ(中国残留邦人等への援護) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/index.html

	目標達成度合いの測定結果	④【進展が大きくない】
	総合判定	B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】 - 指標1については、令和5年度の目標達成率が99%であり、目標を概ね達成したものと評価することができる。 【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】 - 指標4については、令和5年度の目標値を達成した。 - 指標5については、所在していた地区の再開発計画に伴い移転することとなり、移転に伴う閉館期間が発生したこと等の影響により、目標を達成することができなかった。 【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】 - 指標6については、過去5か年度においては参加遺族の8割超～9割近く、令和5年度においては81%の参加遺族が「満足した」と回答しており(目標達成率95%)、戦没者遺族の慰藉を行うという事業の目的を概ね果たし、目標を概ね達成したものと評価することができる。 - 指標7については、令和5年度の目標達成率は86%となり、目標を概ね達成したものと評価することができる。 【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】 - 指標8及び指標9については、令和5年度実績は集計中であるが、令和3年度・令和4年度においては目標値を達成しており、目標値をやや下回った令和元年度・令和2年度においても、目標値に対する達成度合いは8割以上であるため、令和4年度までの実績を踏まえ、令和5年度についても目標については概ね達成と判断した。 【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給達達、関係遺族への通知を行うこと】 - 指標10から指標12については、全て目標値に到達していることから、目標を達成していると判定した。 【総括】 - 以上より、主要な指標以外の1個の測定指標の達成状況が「×」となり、5個の主要な指標のうち「○」が2個となった。指標5のように外的要因の大きい測定指標の未達成もあることから目標達成には相当程度の期間を要すると考えられるが、10個の測定指標のうち9個は概ね達成又は達成できていることも踏まえ、判定結果は④に区分されるものとしてBとした。
		(有効性の評価) 【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】 - 指標1の援護年金及び弔慰金の裁定については、令和4年度・5年度は2年連続で前年度の実績値を上回り、また、令和5年度には目標達成率が99%と概ね目標値を達成しており、迅速な対応によって援護年金等を速やかに受給できることから、有効な施策と評価できる。 - 測定指標ではないものの、参考指標2、3の第11回特別弔慰金については、対象者から多数の申請があったことも踏まえると、有効な施策と評価できる。 【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】 - 指標4については、コロナ禍以降入館者数が順調に回復してきていることから、小中学校へ広報を行ったこと及び集客力がある特別企画展を開催したこと等の昭和館の取組は有効に機能していると評価できる。 - 指標5については、令和5年度は目標未達であったが、その要因としては、しょうけい館が所在していた地区の再開発計画に伴い移転することとなり、移転に伴う閉館期間が発生したこと、閉館期間に開催された3館連携スタンプラリーの不参加(例年参加しており、新規入館者層の獲得が見込まれるもの)、及び閉館に向けた諸準備の確保のため、閉館前の企画展は過去取扱ったテーマを再構成したものを開催し、集客力が十分ではなかった等の外的要因が考えられる。 【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】 - 指標6については、過去5か年度においては、慰霊巡拝参加戦没者遺族の8割超～9割近くが「満足した」と回答しており、戦没者遺族の慰藉を目的とした慰霊巡拝事業は有効に機能していると評価できる。他方、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業実施を取りやめていた地域における事業を再開した初年度に当たることから、日程の組み方、宿泊ホテル、旅行代金について不満と回答する参加者が見られ、令和5年度実績は81%と例年より若干減少した。 - 指標7については、相手国事情により事業を実施できない地域を除き、新型コロナウイルス感染症流行前と同水準で派遣を実施しており、遺骨収集を計画的に実施できているものと評価できる。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】 指標8及び指標9については、令和5年度実績は集計中であるが、令和3年度・令和4年度においては目標値を達成しており、目標値をやや下回った令和元年度・令和2年度においても、目標値に対する達成度合いは80%以上であるため、当該施策は有効に機能していると評価できる。
		【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】 - 指標10の資料調査・履歴照明については、目標値を達成しており、迅速な対応により必要資料を速やかに取得いただけていることから、有効な施策と評価できる。 - 指標11の恩給進達については、目標値を達成しており、迅速な対応により恩給を速やかに受給できていることから、有効な施策と評価できる。 - 指標12の抑留者関係資料の調査については、目標値を達成しており、遺族が自らの親族の死亡の経緯等を把握することができていることから、有効な施策と評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】 指標1については、令和3年度以降、裁定の調査事務等に係る予算額がほぼ一定である中で毎年度目標値に対する達成度合いが8割を超えており、概ね効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】 - 指標4については、コロナ禍以降大きな予算額の変動がない中で来館促進のための取組を行い、入館者数増を果たしており、効率的な取り組みが行われているものと評価できる。 - 指標5については、所在していた地区の再開発計画に伴う移転に伴う移転経費の発生等、外的要因が大きかったことから評価が難しい。
		【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】 - 指標6については、令和元年度以降、事業の予算額はほぼ一定であるが、継続的に参加遺族の80%以上の方が「満足した」と回答しており、限られた予算内で地域の選定など効率的な実施ができていると評価できる。 - 指標7について、令和5年度は、相手国事情等により事業を実施できない地域があったなかで、新型コロナウイルス感染症流行前と同水準まで派遣数が増加し、効率的な執行ができたと評価できる。
		【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】 指標8及び指標9については、毎年度、前年度以前の事業実績を踏まえ、実施機関の事業計画を精査し、必要に応じて見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。
		【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】 指標10、指標11、指標12については、令和3年度以降予算額がほぼ一定である中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】 指標1については、令和5年度は目標達成率が99%となったものの令和2年度以降目標未達が続いている要因としては、援護法に規定する身分や公務性等の判断が必要な案件や、医学的要件を専門医に判断を求める案件について、申請者に追加資料の提出を求めたところ、その資料の所在確認・提出に時間を要したことが挙げられる。今後は、引き続き迅速な対応を継続するとともに、申請書類の補正に要する時間の短縮等に向け、事務面での改善を図る必要がある。
		【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】 - 指標4については、コロナ禍以降順調に入館者数が回復し、令和5年度の目標値も達成した(目標達成率118%)とされており、集客力のある特別企画展の開催や、小中学校への積極的な広報の実施等の取組が着実に進展しているものと考えられる。今後は、まずはコロナ禍前の水準を目指し、来館促進に向けた効果的な取組を更に進める必要がある。 - 指標5については、令和5年度の目標未達の要因としては、所在地区の再開発計画に伴い移転することとなった影響で、移転に伴う閉館期間(令和5年7月31日～10月24日(なお、この時期は例年、1年間の入館者数の約3割を占める時期))が発生したこと、閉館期間に開催された3館連携スタンプラリーの不参加(例年参加しており、新規入館者層の獲得が見込まれるもの)及び、閉館に向けた諸準備の確保のため、閉館前の企画展については過去取扱ったテーマを再構成したものを開催し、集客力が十分ではなかった等の外的要因が考えられる。今後は、昭和館と同様に、まずはコロナ禍前の水準を目指し、来館促進に向けた効果的な取組を着実に進める必要がある。
		【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】 - 指標6については、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業実施を取りやめていた地域における事業を再開した初年度に当たることから、令和5年度実績は81%と例年より若干減少した。事業中断期間に参加者側の事情と受入地域側の事情がどのように変化したのか、また、アンケート結果にどのような影響を与えたのか、今後注視する必要がある。 - 指標7については、令和5年度の目標未達の要因は相手国事情により事業を実施できない地域があったため(外的要因)であるが、これを除くと新型コロナウイルス感染症流行前と同水準で派遣を実施できた。令和5年度の法改正により遺骨収集に関する集中実施期間が令和11年度まで延長されたところであり、今後も、引き続き国内外の情勢等を踏まえながら、計画的に事業を実施する必要がある。
		【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】 指標8及び指標9については、令和3年度以降目標値を達成しているところであり、引き続き、中国残留邦人等が減少していることを踏まえ適切に目標値を設定し、着実に事業を実施する必要がある。
		【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】 - 指標10、指標11については、件数は減少しているものの、対象者は高齢化しており、迅速な対応が引き続き必要である。 - 指標12については、ロシア連邦政府等から新たな資料を取得しており、これらの資料の調査を迅速に進めることが、引き続き必要である。

	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】 ・ 指標1については、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中で速やかな裁定を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は施策の進捗状況を測定する上で最適な指標であるため、当該指標を維持し、申請書類の補正に要する時間の短縮等に向け、補正の状況の随時の確認や補正内容・理由について一層明確化する等の事務面での改善を図ることにより、引き続き目標達成を目指していく。
		【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】 ・ 指標4については、令和5年度は目標値達成したがコロナ前の水準には至っていないため、今後は、まずはコロナ前の水準に戻ることを目指しつつ、令和7年度は戦後80年の節目の年であることから、これに向けた特別企画展の開催や主に小中学生に対する来館の積極的な働きかけ等、更に来館者が増えるよう効果的な取組を行う。なお、現行の最終目標値(令和7年度に累計入館者7,852,378人)の達成には残り2年間(令和6・7年度)で1,089,560人の来館者が必要となるが、コロナによる影響が長期化した結果、当該最終目標値は現時点においては妥当性を欠いた数値であるため、最終目標値を「7,288,522人」に修正することとし、この達成に向け、より一層の来館促進のための取組を実施していく。 ・ 指標5についても、今後は、まずはコロナ前の水準に戻ることを目指しつつ、令和7年度は戦後80年の節目の年であることから、これに向けた特別企画展の開催や主に小中学生に対する来館の積極的な働きかけ等、更に来館者が増えるよう効果的な取組を行う。なお、現行の最終目標値(令和7年度に累計入館者2,440,264人)の達成には残り2年間(令和6・7年度)で657,879人の来館者が必要となるが、コロナによる影響の長期化に加え、移転に伴う閉館期間が生じた結果、当該最終目標値は現時点においては妥当性を欠いた数値であるため、最終目標値を「1,911,492人」に修正することとし、この達成に向け、より一層の来館促進のための取組を実施していく。
		【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】 ・ 指標6については、概ね順調に推移していることから、今後も、アンケート結果を踏まえつつ、戦没者遺族の慰藉を行うとの事業目的を達成できるよう事業を実施し、引き続き目標達成を目指していく。 ・ 指標7については、概ね目標を達成できたことから、今後も、「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(令和5年7月28日閣議決定)に基づき、遺骨収集を計画的に実施し、引き続き目標達成を目指していく。
		【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】 ・ 指標8及び指標9については、近年、中国残留邦人等が減少している状況を踏まえ、支援給付受給世帯数の減少率を反映させて指標としているため、これを維持しつつ引き続き目標達成を目指していく。
		【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】 ・ 指標10については、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は施策の進捗状況を測定する上で最適な指標であり、業務の効率化を図るなどにより、毎年度目標値を達成することができたが、戦後80周年を迎えるにあたり相当程度請求件数が増加することが予想されることから、当該指標及び目標値を維持し、引き続き目標達成を目指していく。 ・ 指標11については、毎年度目標値を達成したことから、更なる対応の迅速化を目指し、目標水準の引上げ(1.5ヶ月以内⇒1.25ヶ月以内)とする予定である。 ・ 指標12については、現在の指標は新たに取得した資料の内容など外的要因の影響を多く受ける指標であること、また毎年度目標値を達成していることを踏まえ、新たに照合調査の充実という観点からの評価を行うため、次期は抑留中死亡者の特定候補者を選定した数を指標とする予定である。

参考・関連資料等	・戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=610369&keyword=&occasion=2024/05/23 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=589820&keyword=&occasion=2024/05/23 ・昭和館HP https://www.showakan.go.jp/ ・しょうけい館HP https://www.shokeikan.go.jp/ ・戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成二十八年法律第十二号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=613746&keyword=&occasion=2024/05/23 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=565794&keyword=&occasion=2024/05/23 ・公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=610422&keyword=&occasion=2024/05/23 ・恩給給与細則(昭和二十八年総理府令第六十七号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=600690&keyword=&occasion=2024/05/23 ・捕虜収容所に収容されていた者に関する日本政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H3-2493.pdf				
----------	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護・業務課長 阿部 一貴 援護企画課長 石塚 哲朗 事業課長 浅見 高嗣 援護企画課中国残留 邦人等支援室長 宇口 良子	政策評価実施時期	令和6年7月
-------	--------	--------	--	----------	--------